

感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1 を除く。) 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ ^{※1} 再興型インフルエンザ ^{※2}
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公表)
隔離【検査法】	○	×	×	×	×	○
停留【検査法】	○	×	×	×	×	○
検査【検査法】	○	×	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○ (かかっていると疑うに正当な理由 のあるもの)
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△ _{※3}
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×	△ _{※3}
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出	○ (届出に)	○ (届出に)	○ (届出に)	○ (届出に)	○ (7日以内)	○ (届出に)
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	○
交通の制限	○	×	×	×	×	△ _{※4}
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	△ _{※4}
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

指定感染症：一～三類感染症に準じた対人、対物措置
 ※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可

《感染症発生動向調査等対象疾患及び疾患ごとの医療体制》

対象疾患	把握方法	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症 (ペスト、エボラ出血熱等 7疾患)	全数把握	原則として 入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪府：3病院4床) ※②	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
二類感染症 (結核、SARS等 7疾患)	全数把握	状況に応じ 入院	第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③ 結核病床を有する医療機関 (大阪府：5病院292床) ※④	
三類感染症 (腸管出血性大腸菌 感染症等5疾患)	全数把握	特定業務への 就業制限	全ての医療機関	医療保険適用 (残額は自己負担)
四類感染症 (マラリア等44疾患)	全数把握	輸入規制・ 消毒・物件 の廃棄		
五類感染症 (風しん、麻しん等24疾患) 五類感染症 (感染性胃腸炎等24疾患)	全数把握 定点把握	発生動向の 把握・提供		
新感染症	全数把握	原則として 入院	特定感染症指定医療機関 (全国：4病院10床、 大阪府：1病院2床) ※①	全額公費 (医療保険適用 なし)
新型インフルエンザ等 (新型、再興型インフルエンザ の2種)	全数把握		第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費 負担)
指定感染症	全数把握	一類～三類感染症に準じた措置		
疑似症 (原因不明の重症の感染症)	定点把握	一類又は二類感染症に準じた措置		

(平成31年4月現在)

【大阪府内の感染症指定医療機関】

- ※①特定感染症指定医療機関：りんくう総合医療センター2床
- ※②第一種感染症指定医療機関：大阪市立総合医療センター1床、堺市立総合医療センター1床、
りんくう総合医療センター2床
- ※③第二種感染症指定医療機関：市立豊中病院14床、市立ひらかた病院8床、
大阪市立総合医療センター32床、堺市立総合医療センター6床、
りんくう総合医療センター6床、大阪はびきの医療センター6床
- ※④結核病床を有する医療機関：大阪病院30床、阪奈病院123床、大阪はびきの医療センター60床、
大阪市立十三市民病院39床、近畿中央呼吸器センター40床